

8 介護サービス事業

第1 概要

(1) 制度

介護サービス事業は、平成12年4月に導入された介護保険制度に基づく事業で、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みとして、また、給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度として導入された。ここでは、介護報酬により施設の運営費及び整備費が賄われる図表1の施設を対象としている。

図表1 介護サービス事業 施設一覧

施設名	概要
指定介護老人福祉施設	常時介護を必要とする利用者に対し、入浴、食事等の介護、その他日常生活の世話等を行う施設 介護保険法第48条第1項第1号に基づく施設
介護老人保健施設	病状の安定期の利用者に対し、治療より看護や介護を中心に行う施設 介護保険法第8条第25項に基づく施設
老人短期入所施設	施設に短期間入所し、日常生活上の世話等を行う施設 老人福祉法第20条の3に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
老人デイサービスセンター	利用者に対し、通所により入浴、給食等のサービスを提供する施設 老人福祉法第20条の2の2に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
指定訪問看護ステーション	看護師等を訪問させ、看護に重点を置いた看護サービスを提供するための拠点施設 健康保険法第89条に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設

(2) 事業数等

介護サービス事業の数は、18事業（法適用1事業、法非適用17事業。法非適用事業から法適用事業に1事業移行があった。）で、前年度と同数である。これを経営主体別にみると、市営12事業、町営4事業及び一部事務組合営2事業となっている（図表2）。

また、施設数は35施設であり、指定介護老人福祉施設8(22.9%)、介護老人保健施設2(5.7%)、老人短期入所施設8(22.9%)、老人デイサービスセンター10(28.6%)及び指定訪問看護ステーション7(20.0%)となっている（図表3）。

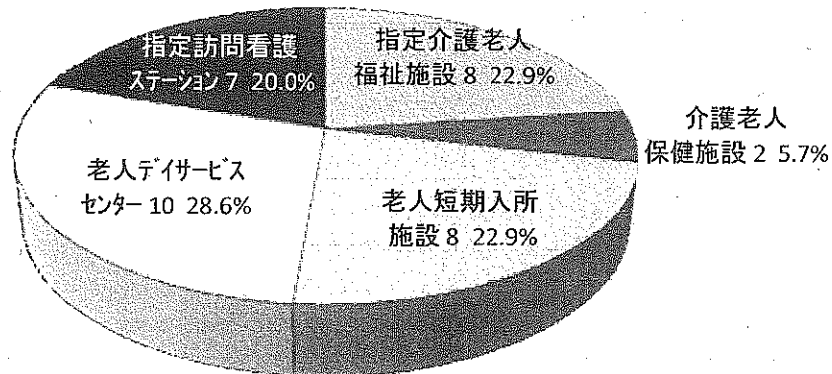
図表2 介護サービス事業の事業数

区分 経営主体	平成21年度						平成22年度						対前年度 比較 (B)-(A)
	法適用 事業		法非適用 事業		計 (A)		法適用 事業		法非適用 事業		計 (B)		
市	(-) -	(12) 12	(12) 12	(-) -	(12) 12	(-) -	(12) 12	(12) 12	(-) -	(12) 12	(12) 12	(0) 0	
町	(-) -	(3) 4	(3) 4	(1) 1	(2) 3	(3) 4	(0) 0	(2) 3	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	
一部事務組合	(-) -	(2) 2	(2) 2	(-) -	(2) 2	(-) -	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(0) 0	
計	(-) -	(17) 18	(17) 18	(1) 1	(16) 17	(17) 18	(0) 0	(16) 17	(17) 18	(17) 18	(0) 0	(0) 0	

(注)1. ()書は、経営主体数である。

2. 介護サービス事業の事業数は、会計単位で捉えている(1つの自治体に2つの会計を有する場合、事業数は2となる。)

図表3 介護サービス事業の施設数
(平成22年度 35施設)



また、介護サービス事業の経営形態を図表1の施設の種別(5施設)にみると、直営で行っている施設は全施設の42.9%に当たる15施設(前年度16施設)、指定管理者制度を導入している施設は全施設の57.1%に当たる20施設(前年度18施設)である。指定管理者制度の内訳は、代行制が12施設(前年度11施設)、利用料金制が8施設(前年度7施設)となっている(図表4)。

図表4 介護サービス事業の経営形態の推移

区分	平成21年度			平成22年度			対前年度比較 (B)-(A)
	法適用事業	法非適用事業	計(A)	法適用事業	法非適用事業	計(B)	
直営	-	16 (47.1)	16 (47.1)	2 (5.7)	13 (37.1)	15 (42.9)	△1
指定管理者制度	-	18 (52.9)	18 (52.9)	-	20 (57.1)	20 (57.1)	2
うち代行制	-	11	11	-	12	12	1
うち利用料金制	-	7	7	-	8	8	1
計	-	34 (100)	34 (100)	2 (5.7)	33 (94.3)	35 (100)	1

(注) 本表は、図表1の施設の種別(5施設)に、集計したものである。

第2 経営状況

(1) 全体の経営状況

介護サービス事業の収支の状況をみると、全18事業が黒字であり、収支は1億30百万円(前年度1億61百万円)の黒字となっている(図表5)。

図表5 全体の経営状況

(単位:千円)

区分	年度 項目	21年度(A)			22年度(B)			差引(B)-(A)		
		法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計
(事業数)		(-)	(17)	(17)	(1)	(17)	(18)	(1)	(0)	(1)
黒字額		-	174,014	174,014	25,163	104,454	129,617	25,163	△69,560	△44,397
(事業数)		(-)	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(△1)	(△1)
赤字額		-	12,975	12,975	-	-	-	-	△12,975	△12,975
(事業数)		(-)	(18)	(18)	(1)	(17)	(18)	(1)	(△1)	(0)
収支		-	161,039	161,039	25,163	104,454	129,617	25,163	△56,585	△31,422

(注)事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く)である。

ア 収益的収支

総収益は40億52百万円で、前年度(39億54百万円)に比べ98百万円、2.5%の増加となっている。一方、総費用は40億61百万円で、前年度(39億60百万円)に比べ1億1百万円、2.5%の増加となっている(図表6)。

イ 資本的収支

資本的支出は6億14百万円で、前年度(6億28百万円)に比べ14百万円、2.2%の減少となっている。うち建設改良費が4百万円で、前年度(27百万円)に比べ23百万円、85.6%の減少、地方債償還金が6億9百万円で、前年度(5億98百万円)に比べ11百万円、1.8%の増加となっている。

これに対する資本的収入は、5億91百万円で、前年度(6億9百万円)に比べ18百万円、3.0%の減少となっており、すべてが他会計繰入金である(図表6)。

ウ 実質収支

実質収支をみると、全18事業(前年度94.4%、17事業)が黒字事業で、実質収支は1億30百万円(前年度1億61百万円)の黒字となっている(図表6)。

エ 収益的収支比率

収益的収支比率は、総収益は増加したが、総費用及び地方債償還金も増加したため、前年度と同値の86.8%となっている(図表6)。

図表 6 介護サービス事業の経営状況

(1)年度別推移

(単位:千円)

		H20	H21 (a)	H22 (b)	対前年度増加率 (b)-(a)/(a)
収益的 収支	総 収 益 (A)	4,171,333	3,954,447	4,052,064	2.5%
	料 金 収 入	3,337,599	3,251,291	3,300,860	1.5%
	他会計繰入金	791,303	555,949	592,035	6.5%
	総 費 用 (B)	3,935,612	3,959,582	4,060,520	2.5%
	職 員 給 与 費	1,220,352	1,252,324	1,161,440	△7.3%
	支 払 利 息	186,419	174,802	163,054	△6.7%
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		235,721	△ 5,135	△ 8,456	64.7%
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	423,798	609,440	591,199	△3.0%
	地 方 債	0	0	0	-
	他会計繰入金	423,798	609,440	591,199	△3.0%
	資 本 的 支 出 (E)	598,354	627,522	613,550	△2.2%
	建 設 改 良 費	7,776	27,373	3,945	△85.6%
	地 方 債 償 還 金	589,901	597,740	608,512	1.8%
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		△ 174,556	△ 18,082	△ 22,351	23.6%
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		61,165	△ 23,217	△ 30,807	32.7%
収 益 的 収 支 比 率		92.2%	86.8%	86.8%	-
積 立 金 (H)		31,575	28,655	7,333	△74.4%
前年度からの繰越金 (I)		204,176	212,911	167,757	△21.2%
前年度繰上充用金 (J)		0	0	0	-
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		233,766	161,039	129,617	△19.5%
翌年度繰越財源 (L)		0	0	0	-
実質収支 (M)=(K)-(L)		233,766	161,039	129,617	△19.5%
職 員 数		235	236	243	3.0%
施 設 数・(事業数)		18	18	18	-
実質収支黒字団体		9	7	9	28.6%
実質収支赤字団体		0	1	0	△100.0%
実質収支0の団体		9	10	9	△10.0%

(注)1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

2. 法適用事業と法非適用事業の合計。

(2)介護サービス施設種別

(単位:千円)

		指定介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	老人短期 入所施設	老人サービス センター	指定訪問看護 ステーション	計
収益的 収支	総 収 益 (A)	2,039,335	878,157	292,358	696,476	145,738	4,052,064
	料 金 収 入	1,831,940	522,603	276,108	575,383	94,826	3,300,860
	他会計繰入金	179,952	244,241	11,900	105,183	50,759	592,035
	総 費 用 (B)	2,044,124	907,257	282,082	678,764	148,293	4,060,520
	職員給与費	441,727	551,315	34,618	120,580	13,200	1,161,440
	支払利息	43,827	88,191	8,425	22,611	0	163,054
収支差引(C)=(A)-(B)		△ 4,789	△ 29,100	10,276	17,712	△ 2,555	△ 8,456
資本的 収支	資本的収入(D)	237,654	181,759	44,258	127,528	0	591,199
	地方債	0	0	0	0	0	0
	他会計繰入金	237,654	181,759	44,258	127,528	0	591,199
	資本的支出(E)	240,144	195,622	45,383	132,401	0	613,550
	建設改良費	2,490	1,359	96	0	0	3,945
	地方債償還金	237,654	194,263	44,258	132,337	0	608,512
収支差引(F)=(D)-(E)		△ 2,490	△ 13,863	△ 1,125	△ 4,873	0	△ 22,351
収支再差引 (G)=(C)+(F)		△ 7,279	△ 42,963	9,151	12,839	△ 2,555	△ 30,807
収益的収支比率		89.4%	79.7%	89.6%	85.9%	98.3%	86.8%
積立金(H)		0	0	0	7,333	0	7,333
前年度からの繰越金(I)		44,512	77,728	16,559	22,012	6,946	167,757
前年度繰上充用金(J)		0	0	0	0	0	0
形式収支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		37,233	34,765	25,710	27,518	4,391	129,617
翌年度繰越財源(L)		0	0	0	0	0	0
実質収支(M)=(K)-(L)		37,233	34,765	25,710	27,518	4,391	129,617
職 員 数		78	118	4	22	21	243
施設数・(事業数)		8	2	8	10	7	18
実質収支黒字団体		2	2	2	3	1	9
実質収支赤字団体		0	0	0	0	0	0
実質収支0の団体		6	0	6	7	6	9

(注)1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。
2. 法適用事業と法非適用事業の合計。

才 職員数

職員数は243人で前年度(236人)に比べ7人、3.0%増加している。これを職種別にみると医師は7人、前年度(2人)に比べ5人、250%増加しているが、看護職員は51人で、前年度(54人)に比べ3人、5.6%減少している。また、介護職員が137人で、前年度(133人)に比べ4人、3.0%増加、事務職員は11人で、前年度(10人)に比べ1人、10.0%増加している。それ以外の介護支援専門員、理学療法士又は作業療法士、その他職員は横ばいで推移している(図表7)。

図表7 職員数の状況(法非適用事業)

(単位:人,%)

職種	年度	H20	H21	H22	対前年度増加率		
					H20	H21	H22
医師		1	2	7	-	100.0	250.0
看護職員		55	54	51	12.2	▲1.8	▲5.6
介護職員		133	133	137	-	-	3.0
介護支援専門員		10	10	10	▲9.1	-	-
理学療法士又は作業療法士		8	8	8	-	-	-
事務職員		10	10	11	11.1	-	10.0
その他職員		18	19	19	5.9	5.6	-
計		235	236	243	3.1	0.4	3.0

第3 今後の課題

介護サービス事業は、それぞれの実情に応じ、地方公共団体自ら設置、運営していくもので、様々な事業形態が存在している。高齢化が進み、介護サービス事業に対する要求が高まる中においても、公営事業として運営していく以上、その施設の設置、運営に当っては、独立採算による経営が原則である。現在、全事業が黒字事業であるが、収支均衡を図るため他会計から繰入れを行っている事業も多いことから、繰入金が多額にならないように留意しつつ、今後、介護サービスの提供の在り方の検討を行っていく必要がある。